

資料調査　出雲国風土記写本の調査（十九）

島根県古代文化センター 風土記調査研究班

橋 本
野々村 安 浩

小序

古代文化センターで実施している風土記調査事業において『出雲国風土記』等の写本の調査をし、『古代文化研究』誌上で、その書誌的内容を報告してきた（『古代文化研究』第十二号所載「資料調査　出雲国風土記写本の調査（一）」小序　二〇〇四年 参照）。

今号では令和四年度における『出雲国風土記』写本の調査について報告する。

一、島根県立大学所蔵　『出雲国風土記』写本（勝部氏本）

所在地　島根県松江市浜乃木七丁目二十四番二号

島根県立大学（松江キャンパス）

*調査日　平成七年（一九九五）八月二十九日

大原郡（現雲南省）木次町　旧所蔵者（個人）宅

（調査者　森田喜久男・野々村安浩）

再調査日　令和四年（二〇二〇）九月二十二日
松江市浜乃木七丁目二十四番二号

二、勝部氏本　『出雲国風土記』写本の概要

（1）資料について

資料名：出雲国風土記鈔

（2）写本の概要

／は改行を、□は判読できない文字を、双行は（　）で表す。出雲国風土記鈔写本の丁数、表・裏を、「六七丁ウ」のように記す。

【装丁】紙縫り綴 四穴　一冊（もと四冊であったものを合冊）

【法量】縦二五・七cm×横一八・〇cm（見開き三三・三cm）

【丁 数】もとの各冊部分の丁数

第一冊　時照序四丁、宏雄序一丁

本文　二三丁

第二冊　本文　二六丁

第三冊　本文　三二丁

島根県立大学（松江キャンパス）
(調査者　橋本剛・野々村安浩)

半丁面 風土記本文 九行 一行一〇字

鈔文 一三行 一行二三字前後

外題 (題簽) 「出雲國風土記鈔 全」(縦一七・八cm×横四・三cm)

内題 (第一分冊 本文二丁オ) 「出雲國風土記」

(cm)

【蔵書印等】

(現表紙) **【写真1】**・(現裏表紙) **【写真2】**

朱角印「守屋／錦織／藏書」(縦三・八cm×横三・八cm)

第一分冊 裏表紙裏 朱方印「勝部／藏書」(縦一・一cm×横二・

一cm)

時照序 一丁オ 朱方印「宇屋／錦織／藏書」(縦三・

八cm×横三・八cm) **【写真3】**

【奥書等】 本文一丁オ 「宇屋／錦織／藏書」 **【写真4】**

〔岸崎氏所考之出雲國風土記鈔四冊書写畢

元禄十三辰仲春望

佐陀大社正職常磨勝部臣芳房

【その他】

(現表紙) 白紙添付 **【写真1】**

【書写上の特徴】
(頭注・書き込み等)

「しきしまの／やまととの／言葉／しる人は／まつこのふみを
／よむべかりける」(縦三・八cm×横三・八cm)

(元第一冊表紙の右) **【写真6】**

紙片「岸崎時照鈔を著してから拾参年目の写本」貼付

(一丁オ) 「東南宮北」の「宮」字傍書 「山西イ」

(元表紙の題字)

第一冊 「出雲國風土記鈔 意宇／能儀」 **【写真6】**

第二冊 「出雲國風土記鈔 嶋根／秋鹿」 **【写真7】**

第三冊 「出雲國風土記鈔 楠縫出雲／神門」 **【写真8】**

第四冊 「出雲國風土記鈔 飯石仁多／大原」 **【写真9】**

(第四冊部 二九丁ウ) **【写真5】**

朱筆方印状の貼り紙

「雲国仁多／郡温泉村／神主勝部」(縦四・〇cm×横三・九cm)

* 「守屋」の蔵書印が隠れるようにその上に貼付

* 裏表紙裏に、「守屋」字が反転した朱がいくらか残っている
る(前丁朱印の朱が次の丁に写っている状態)

(裏表紙裏) **【写真5】**

左にボールペン字「大原郡木次町大字湯村勝部蔵書」貼付(縦一四・
三cm×横一・六cm)

* 野々村注 調査時に、もと所蔵者の方から、勝部家の所在地は木
次町平田であり、この住所表記は誤りの旨お聞きした。

*『訂正』頭注 「山西之二字一本宮誤」★

社是也

(一丁ウ)「以成記趣所以號出雲者」の「所」字右肩に△印

頭注 「△此印ヨリ上へ／上ゲ筆ヲ改メ／書クベシ」

*『訂正』頭注 「大一本作火誤也神名帳所謂大神山神

社是也」

(五丁ウ)（母理郷条）「我造坐而命國」の「命」字の頭注 「命令之

(一丁ウ)「驛家陸神戸一十漆里」の

「神戸」に傍書「一本 漆里イ」

「十」の下に圈点し傍書「三イ」

「漆里」左に抹消符

*『訂正』頭注 「命令之誤」★

(六丁オ)（屋代郷条）「伊支之遠神」の「遠神」の頭注 「神祖之誤

『訂正』の頭注 「社坐也誤也」(『訂正』本文

「社伊支等之遠祖」)

(六丁ウ)（安来郷条）「飛鳥淨御原宮御宇天皇」の頭注 「天武天皇」

(四丁オ)「黒葛聞々耶々」の頭注 「師説聞耶作閉耶今從之下倣之」

*『訂正』頭注 「師説聞耶作閉耶今從之下倣之」★

(四丁オ)「國々來々引來」の頭注 「師説來寄ノ誤也トイヘリ」

*『訂正』頭注 「師説來寄ノ誤也トイヘリ」★

(八穂米支豆支)の頭注 「米當作爾」★

*『訂正』頭注 「米當作爾」

(四丁ウ)「北門良波乃國」の「良」字の頭注 「良當作農」★

*『訂正』頭注 「良當作農」

(自字折絶)

「字」字に抹消符し、傍書「手」

「字」と「折」の間に傍書「縫」

(*『訂正』本文「自手波縫之打絶」)

頭注 「縫者結之誤」

*『訂正』頭注 「波衍也縫結之誤也」

(五丁オ)「火神岳」の頭注 「火當作大／神名帳所／謂大神山神／

「火當作大／神名帳所／謂大神山神／

*『訂正』の頭注 「天武天皇」

(七丁オ)（安来郷条）「遙件埼」の頭注 「遙上脱／道字」★

*『訂正』の頭注 「遙上脱道字」

(七丁オ)（安来郷条）「不切」の頭注 「切當作坂」★

*『訂正』の頭注 「切當作坂」

(八丁オ)（山國郷条）「正倉」の頭注 「正倉見續紀／和銅五年天／

平勝宝六年／三代實錄仁／和三年令義／解正倉者／正税とあり和／名鈔ニ倉／廩ヲ久良／ト訓リ」

*『訂正』の頭注 「正倉見續紀／和銅五年天／平勝宝六年／三代實錄仁／和三年令義／解正倉者／正税とあり和／名鈔ニ倉／廩ヲ久良／ト訓リ」★

(八丁ウ)（舍人郷条）「志貴嶋宮御宇天皇」の頭注 「欽明天皇」★

*『訂正』の頭注 「欽明天皇」

(十一丁オ)「野城驛」の頭注 朱書「驛見孝／徳紀又元明／紀云和

朱書

「驛見孝／徳紀又元明／紀云和」

銅／四年始置／都亭／驛ト／アリ又廐牧／令云諸道／須置

驛者／每三十里／一驛云々」★

*『訂正』の頭注 「驛見孝德紀又元明紀云和銅四年始

置都亭驛トアリ又廐牧令云諸道須置驛者每三十里一驛

云々」

(十一丁ウ) (忌部神戸条) 「御沐之忌玉」の「忌玉」字の頭注 「玉

當作／里」

(*『訂正』本文「御沐之忌里」)

(十二丁ウ) (忌部神戸条) 「俗人曰神湯」の「曰」字の頭注 「曰上

脱号／字三澤／湯可證」★

*『訂正』(八丁オ) 頭注 「曰上脱号字三澤湯可證」

(十三丁オ) (教昊寺条) 「腹首押猪」の「腹」字の頭注 「腹当作／

蝮氏也」★

*『訂正』の頭注 「腹当作蝮氏也」

(十三丁ウ) (山代郷新造院条) 「置君自烈」の「烈」字 頭注「烈熊

之／誤也」

*『訂正』本文 「置君自熊」

(十四丁オ) 「加豆比乃高社」の「高」字の頭注 書「高下脱守守／

神名帳可證」★

*『訂正』の頭注 「高下脱守字神名帳可證」

(十四丁オ) 「夜麻佐社 野白社」の「白」字の頭注 「白城誤カ」

*『訂正』本文「野城社」

(十四丁ウ) 「伊陀氏社」の

「伊」字の頭注 「伊ハ意誤」

「氐」字の頭注 「氐ハ支ノ誤」

*『訂正』本文「意陀支社」

(十四丁ウ) 「予穂社」の「予」字の頭注 「予ハ市ノ／誤」

*『訂正』本文「市穂社」

*『訂正』頭注「真龍云市禾之誤也」

(十七丁ウ) (暑垣山条)

「有蟬蟬」に左傍書「蜂蟬」

ソノ下ニ墨書「正本有烽ニ作」

頭注「暑當作青／見母理鄉下」

*『訂正』本文「青垣山」

頭注「青一本作暑暑誤也見母理鄉下」

(*『訂正』本文「八十步」 頭注「八十步當作／升八里一步見／卷末烽

火下／但拠母里鄉／則當作三十／八里十步」★

*『訂正』本文「八十步」 頭注「八十步當作升八里十

歩見卷末烽火下但拠母里鄉則當作三十八里十步」

(十八丁オ) (諸山野所在草木条) 「商陸蒿」の頭注 「蒿當作／藁」

(十八丁ウ) 「禾本玄参」の「禾」字の頭注 「禾衍字」

(*『訂正』「海石榴」の頭注「海石榴東涯云唐以山茶為

海石榴也皮日休詩可考天武十三年貢白海石榴」

(*『訂正』「筑陽川」の頭注「福見三省云今日波入

川出自星上京羅木山也因考荻山即京羅木山也」

(十九丁ウ) (意宇川条) 「流入于海」の「流」字 頭注「流衍」

(二十丁ウ) (粟嶋条 割書) 「奥嶋」の頭注 「奥嶋真／埼ノ誤」

*『訂正』本文「真崎」

(二十一丁オ) 「塩檜嶋」の「檜」字の頭注 「檜正本作樺」

*『訂正』本文「塩樺嶋」

（蚊嶋条）「中央涅土」の「涅」字の頭注 「涅濕ノ誤」

* 『訂正』本文「中央濕土」

「有毛掬」の「毛」字の頭注 「毛十ノ誤」

* 『訂正』本文「有十掬」

(* 『訂正』頭注 「一株耳」の「耳」字頭注「耳其舊本作百日以僻按改之」)

(二十一丁ウ)「道通國東堺」の「道」字の頭注 「正道字ナシ」

* 『訂正』本文「通國東堺」

(二十一丁オ)「主政外少初位」の「少」字の 頭注「少當作小」

* 『訂正』本文「主政外小初位」

「概主政無位」の「概」字 頭注「概當作擬」

* 『訂正』本文「擬主政無位」

〈第一冊〉

(一丁ウ)（嶋根郡鄉名列記）「餘戸郷」の頭注 「郷當作里」

* 『訂正』本文「餘戸里」

（郡名由来条）

「所以号嶋根郡」の頭注 「正本郡字ナシ／有者字」

「順給故名」の頭注 「正本順作負」

* 『訂正』本文「負給名」

「給」字の下に挿入符 傍書「名」、頭注「正名作云」

(二丁オ)（朝酌郷条）の頭注 「一本朝／酌列于／山口與／日錄合」 ★

* 『訂正』頭注 「一本朝酌列于山口與目錄合」

「五贊緒」の「緒」字の頭注 「緒正本作／組」

「余佐加志能為社」 頭注「△一本爾佐下／有能字式／同」

(二丁オ)（山口郷条）「山口順給」の「順」字の頭注 「正本順作負」

* 『訂正』本文「山口負給」

(二丁オ)（美保郷条）「娶高志國坐神意支都久辰為命子保都久辰展為

命子奴奈宜置波比賣命」の頭注 「保以下八字正本無之」

* 『訂正』本文「娶高志國坐神意支都久辰為命子奴奈宜

置波比賣命」

(四丁オ)（生馬郷条）頭注 「正本加賀／列于生馬／與目錄合」

(四丁オ)（加賀郷条）「佐加地賣命」

・「加」の下に圈点、傍書「比」

・「地」の字の頭注 「地ハ比ノ誤」

「北西二十四里一百六十步」の下に圈点し、傍書「佐太
神所坐也御祖神魂命御子支以上十五字依正本補之」

* 『訂正』本文「加賀郷郡家北西二十四里一百六十步。
佐太神所坐也。御祖神魂命御子支佐加比比賣命闇岩

屋哉詔金弓以射時光加加明也。故云加」

(五丁ウ)（千酌駅条）「千酌驛家」の「家」字の頭注 「家之上脱郡

字」 * 『訂正』本文「千酌驛」

「伊佐奈枳御子」の「枳」字の頭注 「枳下脱命／字」

* 『訂正』本文「伊佐奈枳命御子」

「此處坐」の「坐」字の頭注 「坐一本作生」 ★

* 『訂正』頭注 「坐一本作生」

(六丁オ)（嶋根郡 神社記載）

「川上社」 頭注「川上社今／川邊村社／也故訓邊」 ★

* 『訂正』頭注 「川上社今／川邊村社也故訓邊」

「余佐加志能為社」 頭注「△一本爾佐下／有能字式／同」

- ★
- * 『訂正』頭注 「一本爾佐下有能字式同」
 - 「努那弥社」 頭注「正本努作奴」 * 『訂正』本文「奴奈彌社」
 - 「質簡比社」 頭注「簡正本作／留」 * 『訂正』本文「質留比社」
 - 「伊奈湊美社」 頭注「正本云／奈一本作夜／誤也布奈保社也今船尾／社是也」
 - * 『訂正』本文「伊奈頭美社」「布夜保社」 頭注「正本夜作／奈」
 - * 『訂正』頭注 「奈一本作夜誤也布奈保社也今船尾社是也」
 - (九丁オ) (毛志山条) 「毛」字の頭注 「毛當作／牟」 ★
 - * 『訂正』頭注「毛當作牟」
 - (九丁ウ) (諸山所在草木条) 「山」字の頭注 「山下脱野」
 - * 『訂正』本文「諸山野所在草本」
 - (十丁オ) 「蒿本」字の頭注 「蒿正本作／藁」
 - * 『訂正』本文「蒿本」
 - (十丁オ) (水草河条)
 - (割注) 「一水源出郡家北三里二百八十步」
 - 「北」字に引き出し線 傍書「正本作東」
 - 「二」字に引き出し線 傍書「正本作一」
 - * 『訂正』本文「一水源出郡家東三里一百八十步」
 - 「二水合南海流入」 (注他の本文より細字) 頭注「△依正本補之」
 - (十一丁ウ) (大鳥川条) 「東北十二里」の下に挿入符、左傍書「一百正本補之」 * 『訂正』本文「東北十二里二百二十步」
 - (十一丁ウ) (瓢池条) 「三里」の頭注 「正本三里／作一里」
 - * 『訂正』本文「一里一百十步」
 - (十二丁オ) (敷田池条)
 - 「自西／行東」の下に 「四字依正本補之」
 - 「一里」の「里」字の頭注 「里下正本／有鴛鴦」
 - * 『訂正』本文「敷田池周一里 (有鴛／鴦)」
 - (十三丁ウ) (朝酌促戸条)
 - 「製白」字の頭注 「製乾之／誤也」 ★
 - * 『訂正』頭注 「製乾之誤也」
 - (十三丁ウ) (邑美冷水条) 「磷」の頭注 「磷當作／潾」 ★
 - * 『訂正』頭注「磷當作潾」
 - (十三丁オ) (蠣蛤嶋条) 「大地豊渡」の「渡」字の頭注 「渡正本／作沃」 * 『訂正』本文「土地豊沃」
 - (十三丁ウ) (蠣蛤嶋条) 「蠣蛤」字にルビ「ムカデ」、頭注「蠣蛤正本／作蠣蛤」
 - 「土体豊渡」の「渡」字の頭注 「渡正本／作沃」
 - * 『訂正』本文「土體豊沃」
 - (十四丁オ)
 - (美佐嶋条) 「有椎櫻」の「櫻」字の頭注 「櫻正本作／櫻」
 - * 『訂正』本文「有樵櫻芽」
 - (凡南入海所在雜物条)

「類至多不可令名」の「令」字の頭注 「令盡之誤」

*『訂正』本文「類至多不可盡名」

(十四丁ウ)

(盜道漬条) 「盜」字の頭注 「盜正本作／鹽」

*『訂正』本文「盐道漬」

(久毛浦条 〈割書〉) 「自索行西」の「索」字の頭注 「索正

本／作束」

*『訂正』本文「自東行西」

(十五丁オ) (質箇比浦条) 「箇」字の頭注 「箇正本作／留」

*『訂正』本文「質留比浦」

(二十二丁ウ) (秋鹿郡 女心高野山条) 「心高」字の頭注 「心高

ハ嵩ノ／誤」

*『訂正』本文「女嵩野山」

【本写本について】

(イ) 本写本は、「出雲風土記鈔」の写本であり、加藤義成氏がその概要を報告している（加藤義成 一九六八・一九七一）。加藤氏は本写本を「勝部氏本」と呼ぶ。

もと四冊であったものを合冊しており、もとの各冊の表紙に、当該冊子に所載する郡名を記す。

ただし、第一冊表紙の題字には「意宇 能儀」とある。これは、「能儀」を本写本の頭注等で特記していないが、のちに意宇郡から分立後に能義郡に含まれる母理以下の諸郷驛家神戸郷の各条の「抄云」に「今能義郡」と記されていることから、もとの表紙に「能儀」と記されたのか。

(ロ) 奥書によれば、元禄十三年（一七〇〇）仲春、天和三年（一六八三）から十三年目に佐陀大社正職常磨勝部臣芳房が書写したものである。

さらに、現表紙、第一分冊の時照序一丁オ、もと第一冊本文一丁オの三箇所の朱印「宇屋錦織藏書」から、本写本はもと出雲市斐川町宇屋の錦織家の蔵書であったことが知られる。

(ハ) もと第一冊、第二冊は『訂正出雲風土記』による訓点を加え、頭注を付し、なかには風土記本文を改めたところもある。ただし、『訂正出雲風土記』の頭注をすべて転記しているわけではなく、独自の頭注を記した箇所もある。

(ニ) 奥書に記される勝部芳房は、「国書人名辞典」第一巻（岩波書店 一九九三年）四七八頁には、次のように記す。

神職 「生没」寛文十二年（一六七二）生、享保十二年（一七一七）六月十九日没。五十六歳。「名号」朝山氏とも。名、芳房。通称、十三郎。号、凝島軒。「家系」朝山吉成の次男。代々、出雲国佐陀大社祠官。「経歴」出雲国秋鹿郡の人。家職を継ぎ、従五位下。神道を白井宗因に、和歌を入江相尚・荒木田経晃らに学ぶ。「著作」佐陀神社神職根源 佐陀大社勘文 佐陀大社奉納和歌 神璽口訣 神代始言吹草 神道異流弁 大神樂儀式帳 八雲神詠口訣

また、伊原清々園編『出雲国人物誌』（伊原博士顕彰会事務局 一九五七年）の「朝山芳房」には次のように記す。

〔大日本人名辞書〕 勝部芳房。祠官。出雲の人。吉成の二男。代々出

雲国佐陀大社の祠官たり。寛文十二年生る。初め十三郎と云ふ。元禄四年二十才にして家を継ぎ、同年六月十日従五位下に叙せられ、一社三十余人、附属三郡八十余の社家を支配す。九年十二月権神主を伴ひて江戸に出て、杵築佐陀両社の紛糾を幕府に訴へ、十年八月佐陀社勝訴の裁許を得たり。白井宗因に神道を学び、造詣する処深く、神道異流弁・八雲神詠口訣・神璽口訣等の著あり。又佐陀社の沿革制度等を調査して、佐陀大社勘文・大神樂儀式帳・佐陀神社神職根源等を著はす。この外社殿の造営を行ひ、神社の経営発展に資する処多し。芳房、又和歌を入江相尚・荒木田経晃に学びて奥義を究め、歌人として知らる。佐陀大社奉納和歌・神代始言吹草六巻の著あり。享保六年致仕し十二年六月十九日没す年五十六。

補説

本写本を、平成七年時に調査した際、所蔵者のもとには次の写本も所蔵されていた。しかし、島根県立大学には所蔵されていない。この写本の概要を報告する。

【表丁】 紙縫り綴 四穴 一冊

【法量】 縦二五・七cm×横一八・〇cm (見開き三一・三一cm)

【丁数】 本文九丁

半丁面 風土記本文 八行 一行十六字
鈔文 一六行 一行十四字前後

【外題】 「出雲風土記俗解鈔 仁多郡」 【写真10】

【内題】 【蔵書印】 【奥書き】 なし

【書写上の特徴】

〔頭注・書き込み等〕 頭注に「梅本」として本写本の本文との異同を多く記す。【写真12】

〔四丁ウ〕 神社項目の鈔文の神社比定の頭注 【写真13】

「三沢社ハ 〔マ原カ 京 田村大森大明神ト／スト此註大ニアヤマレリ三沢神社ハ／三沢町ヨリ八丁アマリ上四ヶ市村之／内ニ高守大明神トノ阿遲須伎高／日子根命ヲ祭れり又大森之社ハ素／尊ヲ祭ルノ社トコトニ原田村ニアラス／鞍掛村ノ内之古ハ原田村ニアリヤト／社司ニ問ヘハ不然ト云フ中古三沢／氏以宜ニ居城ノ頂大森ノ社信／仰アリて社モ大社トハナリ十二ヶ村／ノ本居タレハ人皆誤レリ

トソ
竹崎村ト中帳村ノ間ニアラズ竹崎／ト五反田ノ間ナリ今モ鬼神大明神／トイヘルアリイカニヤ此註無覚／東伊我一ハ争□□□ (虫損)
古代文化センター 所収 一九九五)。

【本写本について】

(イ) 本写本は、加藤義成氏の前述の両論文には報告されていないものである。

(ロ) 最終葉の袋縫じ内側に「福田氏蔵」と記され、その反故紙を裏表紙に使

研究紀要』八)

用している。【写真1】

(八) 各所の頭注に「梅本」との異同を記す (*梅本・千家俊信 〈梅廬舍建玉

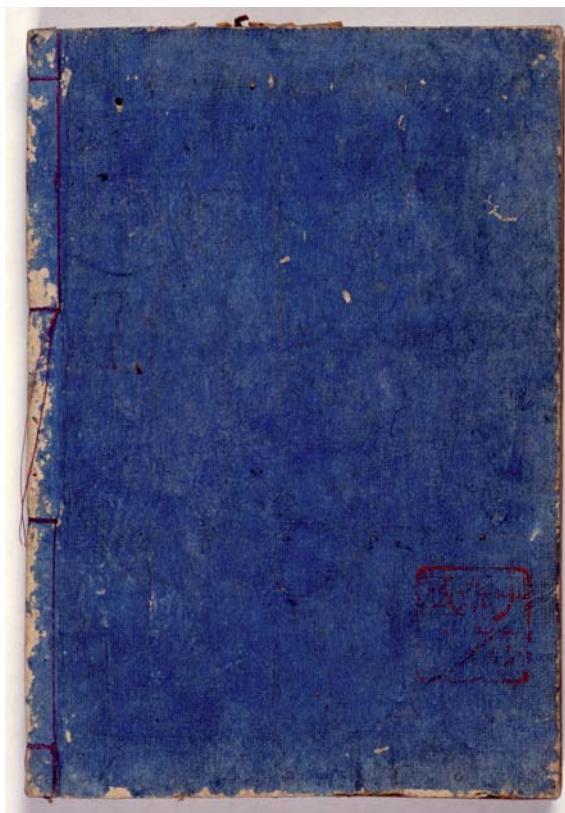
／『訂正出雲風土記』のこと)。

(二) 鈔文の部分で、室原山条から比太川条間では「抄^{シテ}」や『出雲国風土記』本文の方位里程などを記すところを「・・・・・」と略記する。【写真

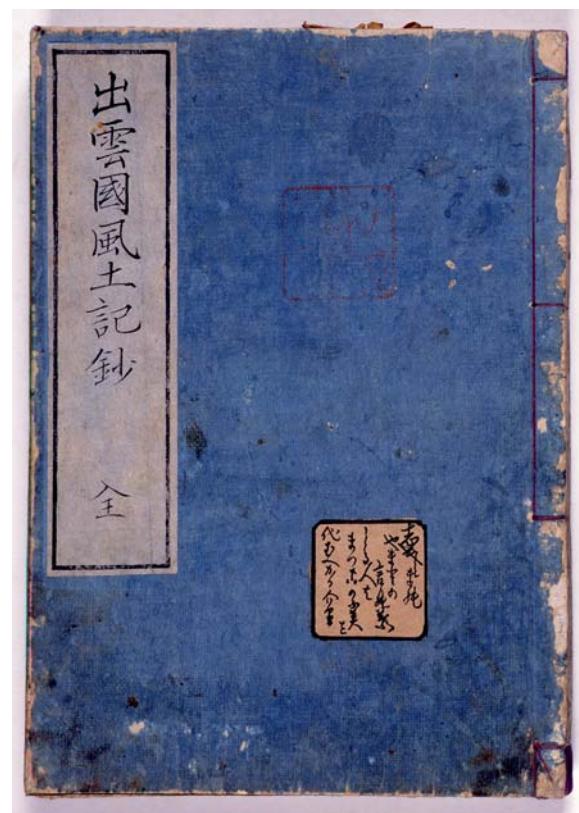
12

(ホ) 神社記載の頭注のなかに、前述のとおり鈔文の比定地の誤りを指摘する。

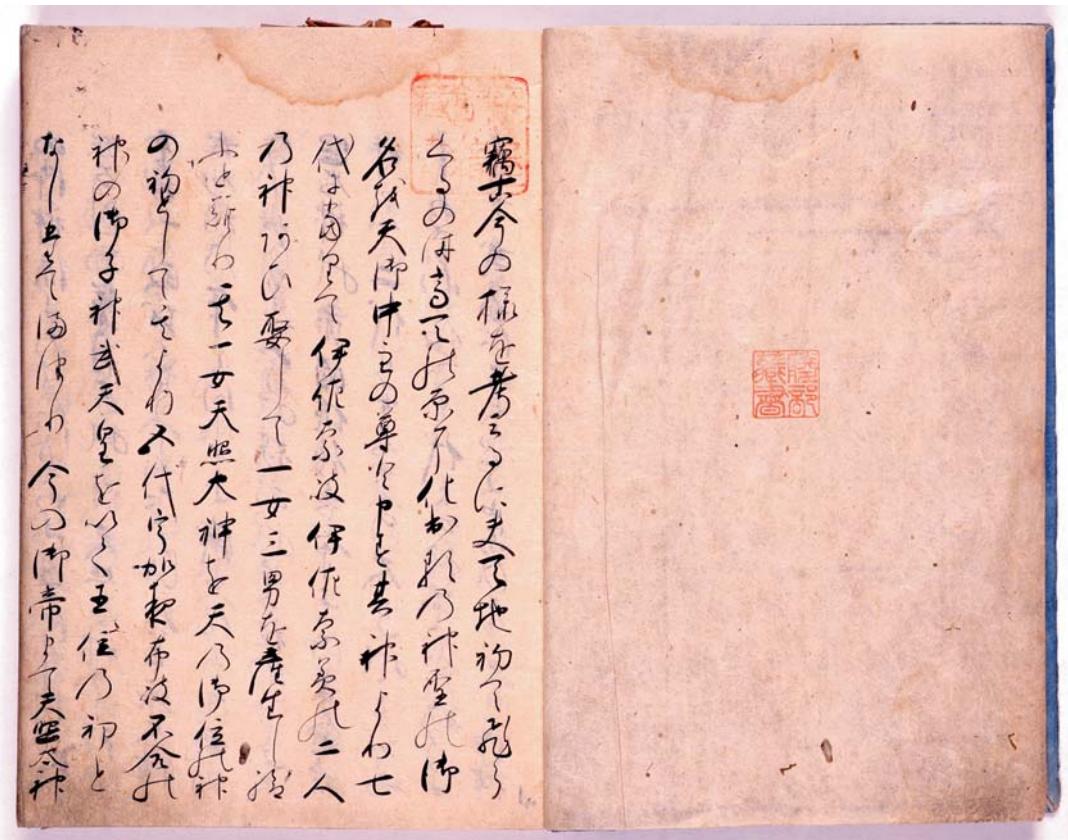
(野々村安浩 記)



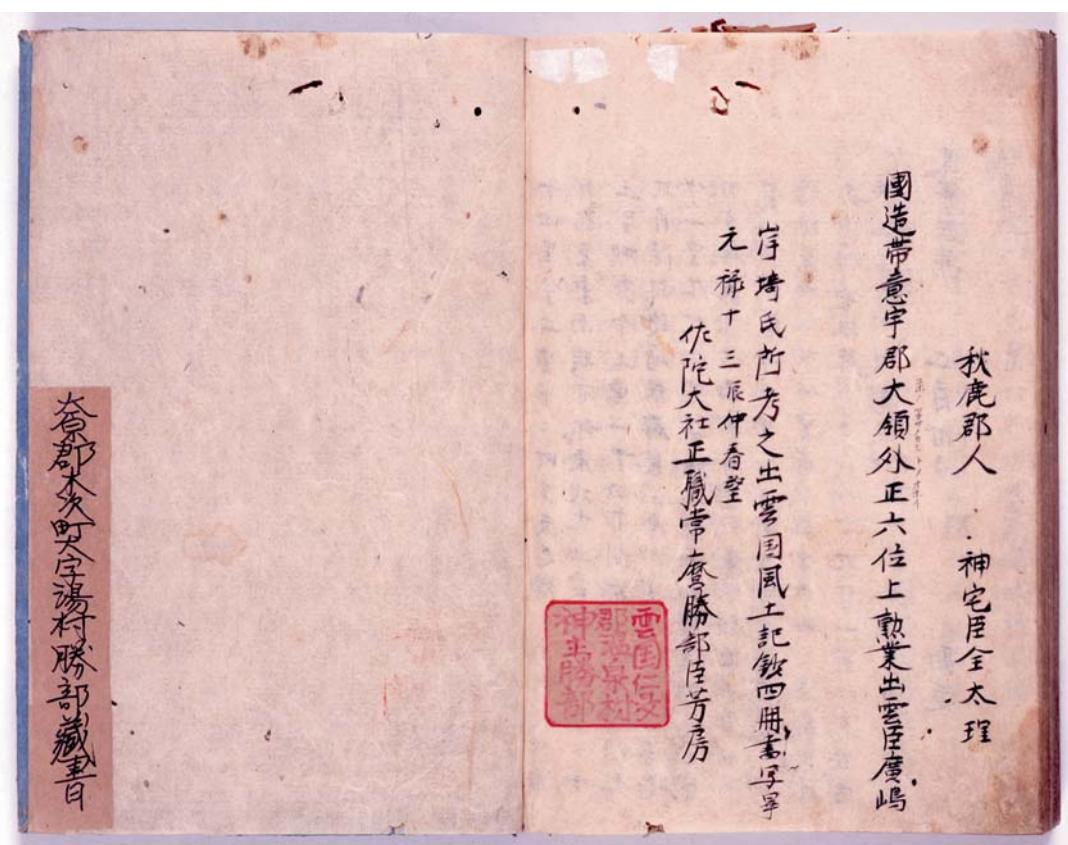
【写真2】現裏表紙



【写真1】現表紙



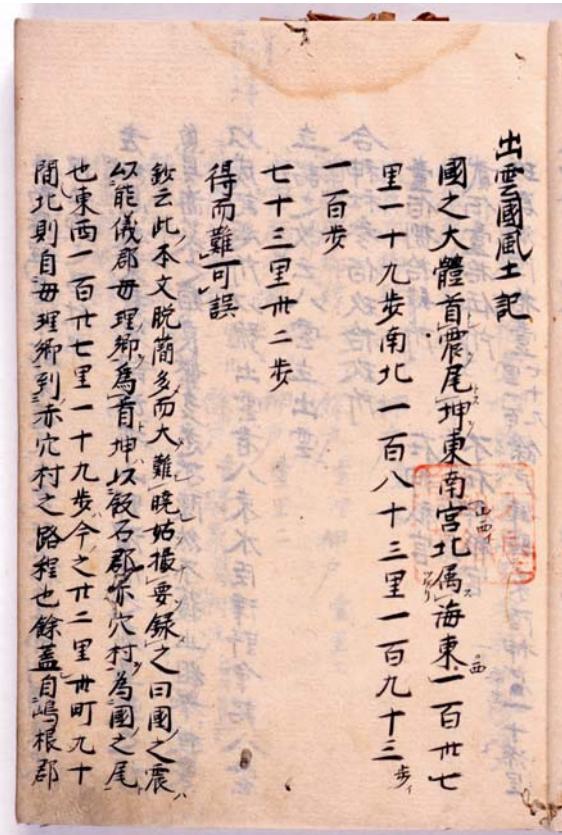
【写真3】第一冊 表紙裏（右）、時照序一丁才（左）



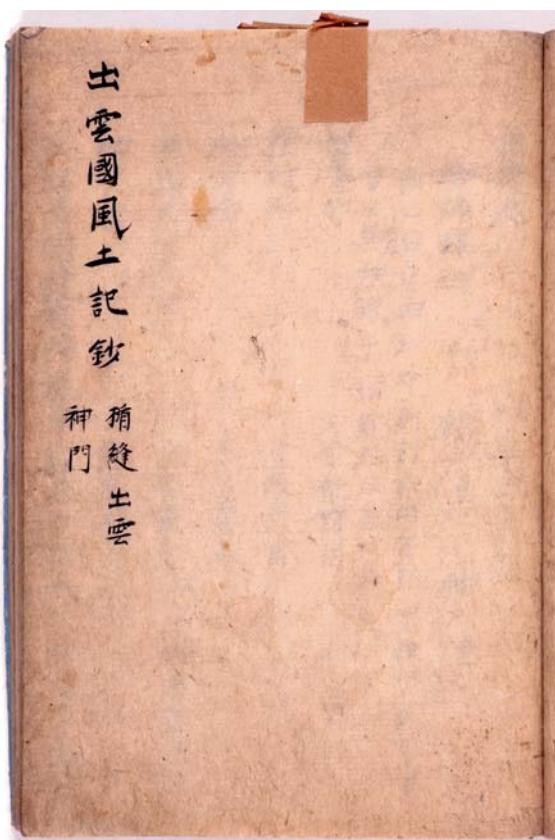
【写真5】第四冊 「二九丁ウ 奥書」（右）、「裏表紙裏」（左）



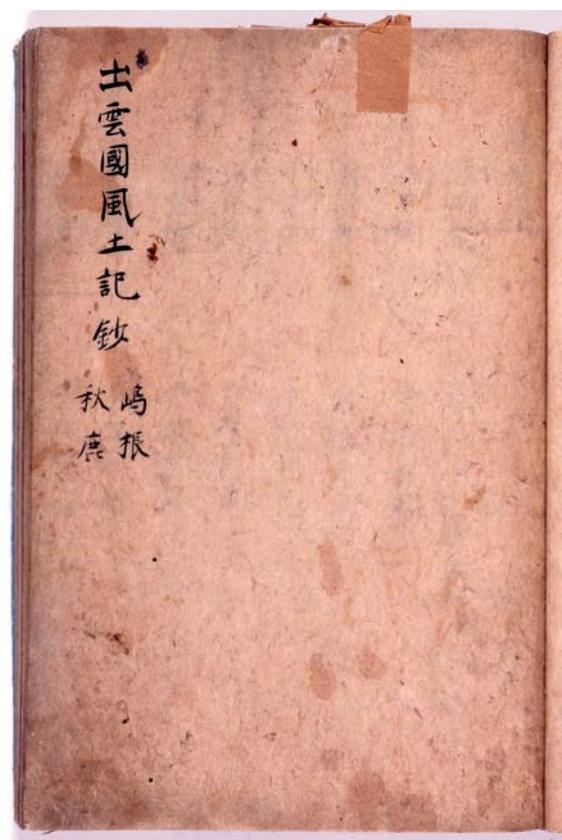
【写真 6】第一冊部分 表紙



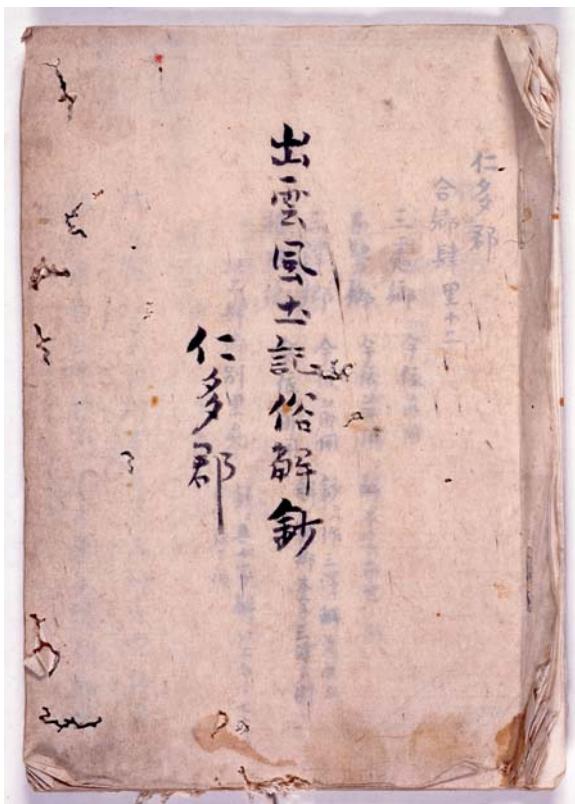
【写真 4】第一冊 本文一丁才



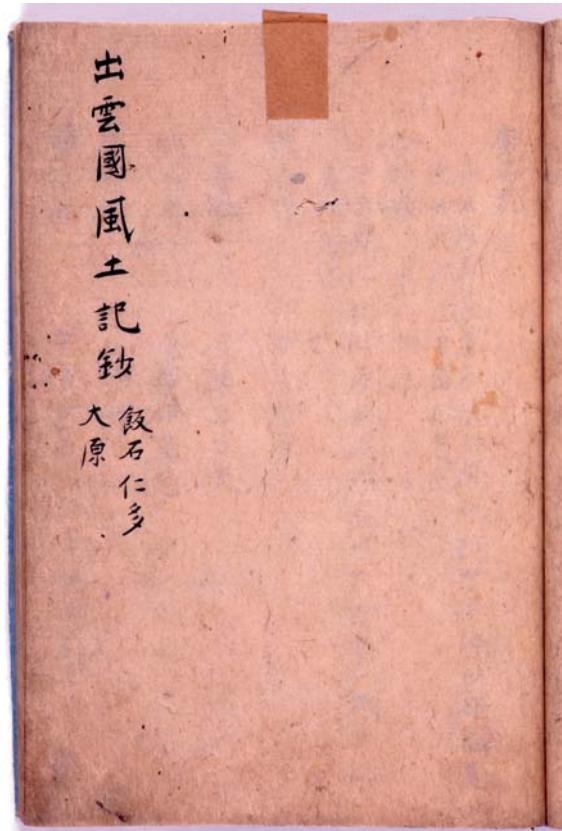
【写真 8】第三冊部分 表紙



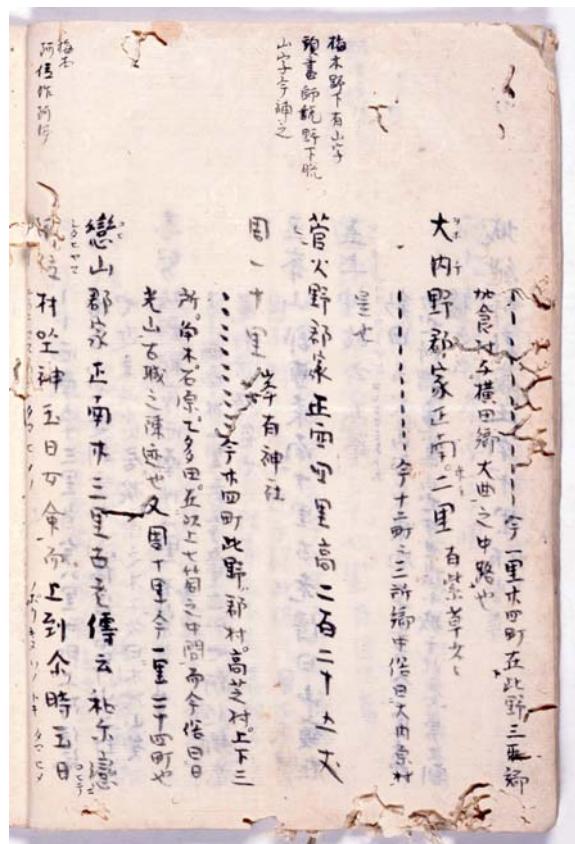
【写真 7】第二冊部分 表紙



【写真10】「出雲風土記俗解鈔 仁多郡」 表紙



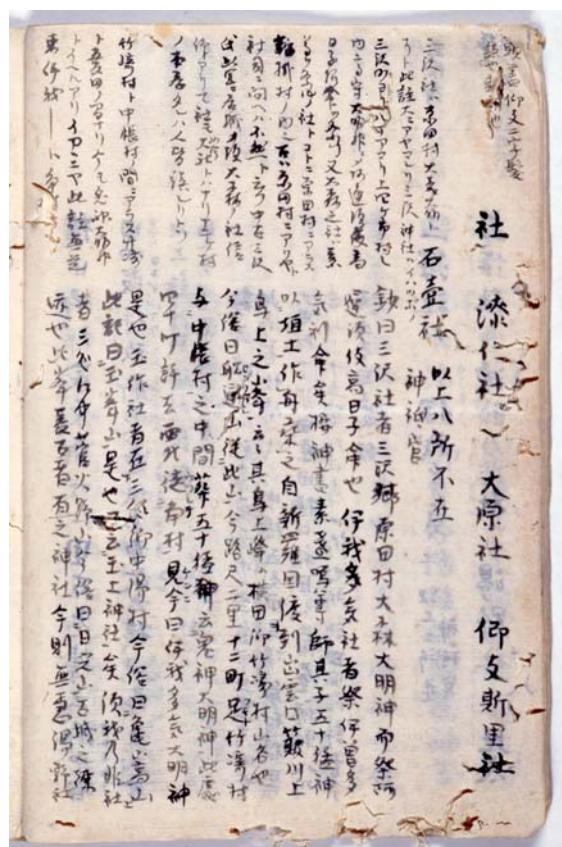
【写真9】第四冊部分 表紙



【写真12】六丁ウ 「大内野・菅火野」記載



【写真11】「出雲風土記俗解鈔 仁多郡」裏表紙



【写真13】四丁ウ 仁多郡神社記載 風土記鈔文の頭注



【写真14】「出雲國風土記鈔 全」「出雲風土記俗解鈔 仁多郡」表紙